



# 埼玉県報

第 3081 号  
平成 31 年(2019 年)  
2 月 19 日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（大気環境課）

### 告示

- 埼玉県環境影響評価技術指針の一部改正（環境政策課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 寄居都市計画下水道事業寄居公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 県道さいたま東村山線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道さいたま東村山線の道路の占用を制限する区域の指定（朝霞県土整備事務所）
- 県道飯能寄居線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 一般国道 407 号の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 県道吉田太田部譲原線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道蓮田杉戸線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道蓮田杉戸線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 県道蓮田杉戸線の占用を制限する区域の指定（杉戸県土整備事務所）

# 規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県規則第四号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」を「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」に、「別表」を「別表第一の」に改める。

第二十五条第二号中「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に、「第二条第一項の特定物質」を「第二条第二項の特定物質等」に改め、同条第三号中「特定物質」を「特定物質等」に改める。

第六十条第一号中「第十五号まで、第十七号から」を削り、同条第二号中「並びに」を「及び」に改め、「第十六号及び」を削る。

別表第二の備考二中「K六八三三」を「K六八三三一及びK六八三三二」に改め、同表の備考四八を次のように改める。

ハ 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第二条第二項の特定物質等

別表第二十一の一五の項を次のように改める。

一五	シスー・ニージクロエチレン若しくはトランスー・ニージクロエチレン又はこれらを合わせたもの	検液一リットルにつきシスー一・ニージクロエチレン及びトランスー・ニージクロエチレンの量の合計〇・〇四ミリグラム
----	--	---

### 附 則

この規則中第十一条第一号、第二十五条第二号及び第三号並びに別表第二の備考二及び同表の備考四八の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成三十一年四月一日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県告示第百三十一号

平成十一年埼玉県告示第千五百八十八号（埼玉県環境影響評価技術指針）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十一年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一の別表一の備考6中「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に改める。

# 告 示

## 埼玉県告示第百三十二号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十一年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一七―二九―〇号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市玉井三〇九―一 外八筆

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 三百四十・七二立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十二年埼玉県告示第二百十三号で告示した寄居都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十一年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

寄居町

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画下水道事業寄居公共下水道

#### 三 事業施行期間

昭和六十二年二月三日から

平成三十三年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

イ 汚水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

昭和六十二年埼玉県告示第二百十三号、平成五年埼玉県告示第四百四十三号、平成六年埼玉県告示第四百九十号、平成九年埼玉県告示第四百九十九号、平成十二年埼玉県告示第七七十五号、平成十六年埼玉県告示第四百五十号、平成十九年埼玉県告示第六百九号、平成二十五年埼玉県告示第四百二十八号、平成二十八年埼玉県告示第二百九十九号の事業地のうち寄居町大字赤浜字上宿原、大字富田字鉄砲宿、字東原、字広屋、字前広屋、字中芝、字田代後、字下六反田及び字天神田入、大字三ヶ山字中田、字上田、字黒岩、字西高山、字東高山、字大谷、字向田、字文華台、字南山、字下田及び字粕沢並びに大字西ノ入字高根沢天王裏、高根沢萩畝、字高根沢大谷、字大橋及び字大方向地内において事業地を追加し、大字赤浜字南側上町、大字富田字伊勢原、字柳井戸、字間ノ田、字田代及び字中六反田地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

##### (1) 収用の部分

変更なし

(2)

使用の部分  
変更なし

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

<p>路 線 名</p>	<p>さいたま東村山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>志木市下宗岡三丁目二二七四番七地先から同市中宗岡四丁目一七八七番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十一年二月十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十三年二月十八日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一九八・七九メートル</p>



## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十一年二月十九日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 さいたま東村山線 志木市下宗岡三丁目二二七四番七地先から同市中宗

岡四丁目一七八七番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成三十一年二月二十日

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>飯能市大字下加治字栗屋一四二番 一地从り同市大字下加治字栗屋 一三五番一地从りまで</p>		区 間
二〇・六〇・三三・一	二〇・六〇・二五・一	敷地の幅員 (メートル)
五・四〇		延 長 (メートル)
<p>この区域変更により生じる不用物件 は、売り払い処分とする予定</p>		備 考

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道四百七号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>日高市大字森戸新田字内久保九〇番一 七地先から同市大字森戸新田字藤久保 八七番四地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十一年二月十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十六年九月十二 日付け埼玉県飯能県土整 備事務所長告示第十五号 で告示した道路予定区域 の一部供用開始である。 延長七六四・〇〇メー トル</p>

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村 正則

一 道路の種類 県道

二 路線名 吉田太田部譲原線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
テツク一 番五地先 から同郡 同町大字 矢納字	見玉郡神 川町大字 矢納字テ ツク一	区 間
一八・八四 ） 八・七一	一八・八四 ） 八・三一	敷地の幅員 (メートル)
	二九・一四	延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田杉戸線
- 三 道路の区域



新	旧	旧 新 別
〇番一地先まで 二地先から同郡同町百間五丁目三九 南埼玉郡宮代町百間五丁目三八九番		区  間
八・六五〃 一二・五〇	六・七四〃 八・六五	敷地の幅員 (メートル)
七七・四八		延長 (メートル)
		備  考

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

蓮田杉戸線	路線名
南埼玉郡宮代町百間五丁目三八九番二地先から同郡同町百間五丁目三九〇番一地先まで	供用開始の区間
平成三十一年二月十九日	供用開始の期日
平成三十一年二月十九日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 七七・四メートル	備考

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十一年二月十九日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 蓮田杉戸線 南埼玉郡宮代町百間五丁目三八九番二地先から同郡同町百

間五丁目三九〇番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成三十一年二月二十日